

◆見積書等の押印省略に関する Q&A

No.	質問	回答
1	見積書等に押印を省略できるのはいつからか？	○令和6年11月1日以降に発行されたものとなります。
2	押印された見積書等であっても、これまでと同様の扱いか？	○押印された見積書等も従来どおり提出可能です。
3	見積書等の押印省略する場合の条件とは何か？	○真正性を担保するため、下の条件で押印省略可能となります。 ○事業者等の場合、見積書等に「発行責任者及び担当者の氏名、連絡先」を記載することで押印省略することができます。 ○発行責任者と担当者が同一の場合、発行責任者のみの記載で構いません。 ○個人の場合、連絡先の記載で押印省略することができます。 ○提出された見積書等の内容確認のため、必要に応じて担当課から連絡させていただく場合があります。
4	発行責任者や担当者とはどういった者か？	○「発行責任者」とは、請求者である事業者等の発行部門の長など、請求書を発行するにあたり責任を有する方を指します。 ○「担当者」とは、請求者である事業者等の従業員など、請求書の内容や修正等に関する問い合わせに対応できる方を指します。
5	発行責任者や担当者名の記載は、苗字だけの記載でもよいか？	○必ずフルネームで記載してください。発行責任者と担当者の決裁印も、記載の代わりとはなりません。
6	見積書等を押印省略した場合、電子メールでの提出は可能か？	○押印省略した場合、電子メールでの提出が可能です。ただし、編集できない設定のPDF形式に限ります。 ○FAXでの提出は不可です。
7	代表者の職名、氏名等も省略することは可能か？	今回の取扱いは、見積書等の押印省略をできるようにするもので、代表者の職名、氏名の記載省略はできません。

8	連絡先は携帯電話番号でもよいか。	固定電話を基本としますが、設置していない場合は、携帯電話番号を記載してください。
9	押印省略した見積書等を修正する場合、訂正印で修正できるか？	押印省略した見積書等については、訂正印による修正は不可となります。

※注意事項

法令・条例等により、押印の定めがあるもの及び契約（契約書、入札書、委任状等）で記名・押印を求めているものについては、押印省略できません。